

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和2年3月30日元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件 実施要綱別表20の2(3)から(3)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から6までのいずれかに該当する者とする。ただし、1から3まで及び6については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のⅡに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金） <u>資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）</u></p> <p>5・6 （略）</p>	<p>第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件 実施要綱別表20の2(3)から(3)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から6までのいずれかに該当する者とする。ただし、1から3まで及び6については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖繩振興局長通知）第2のⅡに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金） <u>資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）</u></p> <p>5・6 （略）</p>

附 則（令和3年2月12日2経営第2865号）
 この通知は、令和3年2月13日から施行する。